

# 研究活動規範

一般財団法人  
平和・安全保障研究所

一般財団法人平和・安全保障研究所

## 研究活動規範

平成20年3月18日制定

平成26年7月1日改正

### 目 次

第1条	(目的)	1
第2条	(研究者としての基本姿勢)	1
第3条	(説明と公開)	1
第4条	(研究活動)	1
第5条	(研究環境の整備)	1
第6条	(法令の遵守)	1
第7条	(研究対象などとの関係)	1
第8条	(利益相反)	1
第9条	(職員の職務)	1

一般財団法人平和・安全保障研究所

## 研究活動規範

### (目的)

- 1 この規範は、当研究所において研究に携わる者（以下「研究者」という。）が、自ら生み出す専門知識の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するために努めるべき事項について示したものである。

### (研究者としての基本姿勢)

- 2 研究者は、社会学、自然科学を問わず科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学的研究によって生み出される知の正確さや見解の正当性を、客観的に示すため最善の努力をするように努める。

### (説明と公開)

- 3 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性、客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

### (研究活動)

- 4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの研究活動過程において、誠実に行動し、ねつ造、改竄、盗用などの不正行為をしてはならない。

研究・調査に係るデータは、保全に留意して保存するものとし、必要に応じて開示しなければならない。

### (研究環境の整備)

- 5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止のため、公正な環境を確立・維持し、自らの研究環境の整備に積極的に取り組むものとする。

### (法令の遵守)

- 6 研究者は、研究の実施及び成果報告の取り扱い並びに研究費の使用にあたっては、法令や関係規則を遵守するほか「研究活動に係る不正行為等の防止等に関する規定」を遵守するものとする。

**(研究対象などとの関係)**

- 7 研究者は、研究対象、研究協力者等の人格及び立場並びに人権を尊重し、適正な関係の保持を図る。

**(利益相反)**

- 8 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

**(職員の職務)**

- 9 職員は、研究者が本活動規範の下に研究を遂行していることを理解し、法令や関係規則を遵守のうえ、研究活動の適正な実施を支援する。

附則

平成20年3月18日施行する。

平成26年7月1日改正する。